

知っておきたい公費負担医療制度

~指定難病制度について~



ノバルティス ファーマ株式会社

難病の治療費を公費で負担してもらえる制度があります

指定難病で一定以上の重症度の患者さんは、公費負担(医療費助成)を受けられることになっています。指定難病とは〈①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするもの —— という「難病」一般の定義に加えて、⑤患者数が本邦において人口の0.1%程度以下で、⑥客観的な診断基準が確立している〉という定義に基づく疾病です。

次の疾病は指定難病で、公費負担の対象です

令和元年7月1日現在、次の333疾病が指定難病として公費負担の対象となっています。

番号	病名		
1	球脊髄性筋萎縮症		
2	筋萎縮性側索硬化症		
3	脊髄性筋萎縮症		
4	原発性側索硬化症		
5	進行性核上性麻痺		
6	パーキンソン病		
7	大脳皮質基底核変性症		
8	ハンチントン病		
9	神経有棘赤血球症		
10	シャルコー・マリー・トゥース病		
11	重症筋無力症		
12	先天性筋無力症候群		
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎		
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/ 多巣性運動ニューロパチー		
15	封入体筋炎		
16	クロウ・深瀬症候群		
17	多系統萎縮症		
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)		
19	ライソゾーム病		
20	副腎白質ジストロフィー		
21	ミトコンドリア病		
22	もやもや病		
23	プリオン病		
24	亜急性硬化性全脳炎		
25	進行性多巣性白質脳症		
26	HTLV-1関連脊髄症		
27	特発性基底核石灰化症		
28	全身性アミロイドーシス		
29	ウルリッヒ病		
30	遠位型ミオパチー		

番号	病名		
31	ベスレムミオパチー		
32	自己貪食空胞性ミオパチー		
33	シュワルツ・ヤンペル症候群		
34	神経線維腫症		
35	天疱瘡		
36	表皮水疱症		
37	膿疱性乾癬(汎発型)		
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群		
39	中毒性表皮壞死症		
40	高安動脈炎		
41	巨細胞性動脈炎		
42	結節性多発動脈炎		
43	顕微鏡的多発血管炎		
44	多発血管炎性肉芽腫症		
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		
46	悪性関節リウマチ		
47	バージャー病		
48	原発性抗リン脂質抗体症候群		
49	全身性エリテマトーデス		
50	皮膚筋炎/多発性筋炎		
51	全身性強皮症		
52	混合性結合組織病		
53	シェーグレン症候群		
54	成人スチル病		
55	再発性多発軟骨炎		
56	ベーチェット病		
57	特発性拡張型心筋症		
58	肥大型心筋症		
59	拘束型心筋症		
60	再生不良性貧血		
61	自己免疫性溶血性貧血		

番号	病名	番号	病名
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
63	特発性血小板減少性紫斑病	110	ブラウ症候群
64	血栓性血小板減少性紫斑病	111	先天性ミオパチー
65	原発性免疫不全症候群	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
66	IgA 腎症	113	筋ジストロフィー
67	多発性嚢胞腎	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
68	黄色靱帯骨化症	115	遺伝性周期性四肢麻痺
69	後縦靱帯骨化症	116	アトピー性脊髄炎
70	広範脊柱管狭窄症	117	脊髄空洞症
71	特発性大腿骨頭壊死症	118	脊髄髄膜瘤
72	下垂体性ADH分泌異常症	119	アイザックス症候群
73	下垂体性TSH分泌亢進症	120	遺伝性ジストニア
74	下垂体性PRL分泌亢進症	121	神経フェリチン症
75	クッシング病	122	脳表へモジデリン沈着症
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	120	常染色体劣性白質脳症
78	下垂体前葉機能低下症	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	127	常染色体優性脳動脈症
80	甲状腺ホルモン不応症	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う
81	先天性副腎皮質酵素欠損症		遺伝性びまん性白質脳症
82	先天性副腎低形成症	126	ペリー症候群
83	アジソン病	127	前頭側頭葉変性症
84	サルコイドーシス	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
85	特発性間質性肺炎	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
86	肺動脈性肺高血圧症	130	先天性無痛無汗症
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	131	アレキサンダー病
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	132	先天性核上性球麻痺
89 90	リンパ脈管筋腫症 網膜色素変性症	133	メビウス症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
91	バッド・キアリ症候群	135	アイカルディ症候群
92	特発性門脈圧亢進症	136	片側巨脳症
93	原発性胆汁性胆管炎	137	限局性皮質異形成
94	原発性硬化性胆管炎	138	神経細胞移動異常症
95	自己免疫性肝炎	139	先天性大脳白質形成不全症
96	クローン病	140	ドラベ症候群
97	潰瘍性大腸炎	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉でんかん
98	好酸球性消化管疾患	142	ミオクロニー欠神てんかん
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	144	レノックス・ガストー症候群
101	腸管神経節細胞僅少症	145	ウエスト症候群
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	146	大田原症候群
103	CFC症候群	147	早期ミオクロニー脳症
104	コステロ症候群	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
105	チャージ症候群	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群	150	環状20番染色体症候群
107	若年性特発性関節炎	151	ラスムッセン脳炎
108	TNF受容体関連周期性症候群	152	PCDH19関連症候群

番号	病名	番号
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	199
	徐波睡眠期持続性棘徐波を示す	200
154	てんかん性脳症	201
155	ランドウ・クレフナー症候群	202
156	レット症候群	203
157	スタージ・ウェーバー症候群	204
158	結節性硬化症	205
159	色素性乾皮症	206
160	先天性魚鱗癬	207
161	家族性良性慢性天疱瘡	208
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)	209
163	特発性後天性全身性無汗症	210
164	眼皮膚白皮症	211
165	肥厚性皮膚骨膜症	212
166	弾性線維性仮性黄色腫	213
167	マルファン症候群	214
168	エーラス・ダンロス症候群	215
169	メンケス病	216
170	オクシピタル・ホーン症候群	217
171	ウィルソン病	218
172	低ホスファターゼ症	219
173	VATER症候群	220
174	那須・ハコラ病	221
175	ウィーバー症候群	222
176	コフィン・ローリー症候群	223
177	ジュベール症候群関連疾患	224
178	モワット・ウィルソン症候群	225
179	ウィリアムズ症候群	226
180	ATR-X症候群	227
181	クルーゾン症候群	228
182	アペール症候群	229
183	ファイファー症候群	230
184	アントレー・ビクスラー症候群	231
185	コフィン・シリス症候群	232
186	ロスムンド・トムソン症候群	233
187	歌舞伎症候群	234
188	多脾症候群	
189	無脾症候群	235
190	鰓耳腎症候群	236
191	ウェルナー症候群	237
192	コケイン症候群	238
193	プラダー・ウィリ症候群	239
194	ソトス症候群	240
195	ヌーナン症候群	241
196	ヤング・シンプソン症候群	242
197	1p36欠失症候群	243
198	4p欠失症候群	244

番号	病名		
199	5p欠失症候群		
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		
201	アンジェルマン症候群		
202	スミス・マギニス症候群		
203	22q11.2欠失症候群		
204	エマヌエル症候群		
205	脆弱X症候群関連疾患		
206	脆弱X症候群		
207	総動脈幹遺残症		
208	修正大血管転位症		
209	完全大血管転位症		
210	単心室症		
211	左心低形成症候群		
212	三尖弁閉鎖症		
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		
215	ファロー四徴症		
216	両大血管右室起始症		
217	エプスタイン病		
218	アルポート症候群		
219	ギャロウェイ・モワト症候群		
220	急速進行性糸球体腎炎		
221	抗糸球体基底膜腎炎		
222	一次性ネフローゼ症候群		
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		
224	紫斑病性腎炎		
225	先天性腎性尿崩症		
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)		
227	オスラー病		
228	閉塞性細気管支炎		
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		
230	肺胞低換気症候群		
231	α1-アンチトリプシン欠乏症		
232	カーニー複合		
233	ウォルフラム症候群		
234	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く)		
235	副甲状腺機能低下症		
236	偽性副甲状腺機能低下症		
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症		
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症		
240	フェニルケトン尿症		
241	高チロシン血症1型		
242	高チロシン血症2型		
243	高チロシン血症3型		
244	メープルシロップ尿症		

番号	病名	番号	病名
245	プロピオン酸血症	289	クロンカイト・カナダ症候群
246	メチルマロン酸血症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
247	イソ吉草酸血症	291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
248	グルコーストランスポーター1欠損症	292	総排泄腔外反症
249	グルタル酸血症1型	293	総排泄腔遺残
250	グルタル酸血症2型	294	先天性横隔膜ヘルニア
251	尿素サイクル異常症	295	乳幼児肝巨大血管腫
252	リジン尿性蛋白不耐症	296	胆道閉鎖症
253	先天性葉酸吸収不全	297	アラジール症候群
254	ポルフィリン症	298	遺伝性膵炎
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	299	嚢胞性線維症
256	筋型糖原病	300	IgG4関連疾患
257	肝型糖原病	301	黄斑ジストロフィー
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランス	302	レーベル遺伝性視神経症
200	フェラーゼ欠損症	303	アッシャー症候群
259	レシチンコレステロールアシルトランス	304	若年発症型両側性感音難聴
	フェラーゼ欠損症	305	遅発性内リンパ水腫
260	シトステロール血症	306	好酸球性副鼻腔炎
261	タンジール病	307	カナバン病
262	原発性高カイロミクロン血症	308	進行性白質脳症
263	脳腱黄色腫症	309	進行性ミオクローヌスてんかん
264	無βリポタンパク血症	310	先天異常症候群
265	脂肪萎縮症	311	先天性三尖弁狭窄症
266	家族性地中海熱	312	先天性僧帽弁狭窄症
267	高IgD症候群	313	先天性肺静脈狭窄症
268	中條·西村症候群	314	左肺動脈右肺動脈起始症
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/ LMX1B関連腎症
270	慢性再発性多発性骨髄炎	316	カルニチン回路異常症
271	強直性脊椎炎	317	三頭酵素欠損症
272	進行性骨化性線維異形成症	318	シトリン欠損症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
274	骨形成不全症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール
275	タナトフォリック骨異形成症	320	(GPI)欠損症
276	軟骨無形成症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
278	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
279	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	324	メチルグルタコン酸尿症
280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	325	遺伝性自己炎症疾患
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	326	大理石骨病
282	先天性赤血球形成異常性貧血	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)
283	後天性赤芽球癆	328	前眼部形成異常
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	329	無虹彩症
285	ファンコニ貧血	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	331	特発性多中心性キャッスルマン病
287	エプスタイン症候群	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群

公費負担を受けるには

1 都道府県等の窓口(最寄りの保健所など)に、以下の書類を提出します

申請に必要な書類(詳細は最寄りの保健所などの窓口にお問い合わせください)

- 特定医療費支給認定申請書(ご自身で記入)
- ・個人番号(マイナンバー)を確認できる書類
- ※提出時、窓口において、個人番号(マイナンバー)の確認ができる書類(マイナンバーカード等)やその方の身元が確認できる書類(運転免許証等)の提示が必要
- ·臨床調査個人票(診断書)(難病指定医が記入)
- ・住民票(世帯全員がのっているもの)
- ・市町村民税課税証明書 (課税状況あるいは非課税を確認できる書類)
- ・健康保険証等(公的医療保険の被保険者証)のコピー

〔該当する場合のみ必要な書類の例〕

- ・介護保険被保険者証のコピー
- ・医療保険上の同一世帯内で小児慢性特定疾病として医療費助成を受けている小児等の受給者証のコピー
- ・医療保険上の同一世帯内で指定難病として医療費助成を受けている人の受給者証のコピー
- ・保険者からの情報提供についての同意書(高額療養費の区分に関する照会に使用)

2 医療受給者証が交付されます(申請から約2~3ヵ月後)

都道府県等が申請内容を審査し、認定されれば医療受給者証が交付 されます。非認定の場合は、その旨の通知があります。



3 医療受給者証を指定医療機関の窓口に提示します

都道府県等が指定した医療機関(指定医療機関)を受診し、 窓口に医療受給者証を提示した場合に限って、

公費負担(医療費助成)を受けることができます。

医療受給者証により助成を受けられるのは、

都道府県等の窓口で申請書等を受け付けた日からです。



注意

医療受給者証の有効期間は申請日から1年後の月末までです

医療受給者証の有効期間は、申請日から1年後の月末までのため、1年ごとに更新する必要があります。

医療受給者証が届くまでは療養証明書を交付してもらいましょう

申請から医療受給者証が届くまでに約2~3ヵ月かかります。その間は、受診した医療機関に療養証明書を交付してもらいましょう。後日、医療受給者証が届いたら、その療養証明書を都道府県等の窓口に提出し、差額となる医療費について還付請求の手続きをしましょう。



一部自己負担が生じる場合と、 全額公費負担になる場合があります

[1] 一部自己負担金あり

医療保険上の世帯での所得に応じて6区分の自己負担上限額 (月額) が設定されています。 入院及び外来で支払う自己負担額 (月額) のうち、月単位での規定の自己負担上限額 (外来+入院) を超える部分が助成 (公費負担) の対象となります。

医療保険 70%

一部負担

公費

[2] 全額公費負担対象

生活保護を受けている場合に限り、全額が助成の対象となります。

医療保険 70%

公費 30%

自己負担上限額(月額)

(単位:円)

	階層 (()内の数字は、夫婦2人世帯の場合に			患者負担割合:2割	
階層 区分			階層区分の基準 (()内の数字は、夫婦2人世帯の場合に 自己負担上限額(負担上限額(外来+,
	お	ける年収の目安)	一般	高額かつ 長期*	人工呼吸器等 装着者
生活保護		_	0	0	0
低所得I	市町村民税 非課税 (世帯) 本人年収 80万円超~		2,500	2,500	
低所得Ⅱ			5,000	5,000	
一般所得I	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円~約370万円)		10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円~約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円~)		30,000	20,000	
入院時の食費				全額自己負担	

^{※「}高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

人工呼吸器等装着者や重症患者の認定について

指定難病の制度では、人工呼吸器等を装着している人の自己負担上限額が、「一般」と比べると低く設定されています。人工呼吸器等を装着している人は、別途、人工呼吸器等装着者用診断書を提出するようにしましょう。

次のような費用は指定難病の制度において 給付対象外となります

- 医療受給者証に記載されている有効期間以外にかかった医療費
- 指定医療機関以外を受診した場合の医療費
- ●介護保険制度で支払った費用
- 認定申請時等に提出した診断書(臨床調査個人票)の作成費用
- ■認定されている病気以外の治療(風邪や虫歯など)にかかった医療費や薬代
- ●健康保険や国民健康保険など公的医療保険の適用が受けられない、保険診療外の治療や薬の費用
- 入院中に支払った差額ベッドの代金や、シーツ、電気、テレビなど保険適用外の料金
- 高額療養費制度によって各医療保険組合等からの払い戻しを受けられる金額
- 往診などで医療機関に支払う保険適用外の交通費や手間賃、手数料など
- 診断書などの各種証明書料金
- ●めがねやコルセット、車椅子などの補装具・治療用装具の費用
- ●海外での治療に支払った医療費用
- ●鍼灸、マッサージ、柔道整復にかかった治療費

上記は例示です。このほか給付の対象となるか分からない場合は、 かかりつけの医師または都道府県等の窓口へお問い合わせください。



軽快した場合、公費負担医療の対象外に なることがあります

指定難病の制度では、多くの場合、重症度あるいは障害の程度が中等度以上に相当する場合に限って公費負担(医療費助成)が受けられる仕組みになっています。よって、軽度の場合は助成の対象外となることがほとんどです。

毎年1回、指定難病の更新のために難病指定医あるいは協力難病指定医を受診し、更新のための診断書を交付してもらうことになりますが、この段階で病気が軽快していたら、医療費助成の対象にならない可能性があります。

ただし、軽症者に対する特例もありますので、その仕組みも知っておきましょう(下記参照)。

軽症者の特例

指定難病で軽症者(公費負担の対象外)であっても「高額な医療を継続すること」が必要な場合は、医療費助成の対象となります。「高額な医療を継続すること」とは、月ごとの医療費総額(自己負担分以外を含む)が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合、とされています。例えば、普段は健康保険を使って3割の自己負担をしているのであれば、その自己負担が1万円以上の月が年間で3回以上ある場合、軽症者の特例が適用されます。

[参考] 特発性血小板減少性紫斑病の重症度分類

〈重症度分類〉 StageII以上を対象とする。 (血小板)

特発性血小板減少性紫斑病重症度基準

	臨床症状			
血小板数	無症状	皮下出血*1	粘膜出血*2	重症出血*3
5万/μL以上 10万/μL未満	I	I	П	IV
2万/μL以上 5万/μL未満	П	Ш	IV	V
2万/μL未満	Ш	IV	IV	V

- *1皮下出血:点状出血、紫斑、斑状出血
- *2 粘膜出血: 歯肉出血、鼻出血、下血、血尿、月経過多など
- *3 重症出血:生命を脅かす危険のある脳出血や重症消化管出血など
 - ※なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。

〈出典〉「難病情報センター」特発性血小板減少性紫斑病(http://www.nanbyou.or.jp/entry/303)(2019年7月)



[参考] 再生不良性貧血の重症度分類

〈重症度分類〉

Stage2以上を対象とする。

再生不良性貧血の重症度基準(平成29年度修正)

Stage 1	軽症	下記以外で輸血を必要としない
Stage 2	中等症 a b	以下の2項目以上を満たし、 赤血球輸血を必要としない 赤血球輸血を必要とするが、その頻度は毎月2単位未満 網赤血球 60,000/µL未満 好中球 1,000/µL未満 血小板 50,000/µL未満
Stage 3	やや重症	以下の2項目以上を満たし、 毎月2単位以上の赤血球輸血を必要とする 網赤血球 60,000/µL未満 好中球 1,000/µL未満 血小板 50,000/µL未満
Stage 4	重症	以下の2項目以上を満たす 網赤血球 40,000/µL未満 好中球 500/µL未満 血小板 20,000/µL未満
Stage 5	最重症	好中球 200/μL未満に加えて、以下の1項目以上を満たす 網赤血球 20,000/μL未満 血小板 20,000/μL未満

※なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。

<出典>中尾眞二ほか:再生不良性貧血診療の参照ガイド2018年改訂(p3~4)より抜粋



MEMO

A&Q



④ 指定難病の申請をしないと、どうなりますか?

A 通常の保険診療となり、治療費の3割相当 (サラリーマンの場合) を自己負担します。自己負担額の大きい治療を受けられる場合は、治療開始前に申請を済ませておくようにしましょう。

② 申請した場合、いつから医療費の公費負担の対象となりますか?

A 申請書が都道府県等の窓口(最寄りの保健所など)に提出された日からとなります。初診日や 診断確定日にさかのぼって適用することはできませんので、十分ご注意ください。

② どこの医療機関の治療費でも負担してもらえますか?

A 都道府県知事等が指定した医療機関 (指定医療機関) を受診した場合のみ、公費負担の対象となります。指定医療機関については、都道府県・指定都市のホームページ等をご確認ください。

回 同じ月に2ヵ所の医療機関にかかった場合、 自己負担上限額はどうなりますか?

A 例えば、指定医療機関の病院を受診して、そこで交付された処方箋を指定医療機関の薬局で調剤してもらう場合、病院と薬局の2ヵ所で自己負担が発生します。このように2ヵ所で医療費を支払った場合は、それらの合計が自己負担上限額を超えれば、その分が公費負担となります。複数の医療機関(病院及び診療所、薬局、訪問看護ステーション等)にかかる場合は、「自己負担上限額管理票」を使用して、月単位の自己負担額の合計を管理する必要があります。

お問い合わせ先

各都道府県あるいは市区町村では、それぞれの政策に基づいて医療費等の公費負担を行っています。詳細は、市区町村あるいは都道府県の窓口にお問い合わせください。

また、指定難病における各疾病の詳しい内容は、

「難病情報センター」(www.nanbyou.or.jp)もご参照ください。

ノバルティス ファーマ株式会社